

尼崎市公共工事の前金払及び部分払に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 前金払（第3条―第11条）
- 第3章 中間前金払（第12条―第18条）
- 第4章 部分払（第19条―第26条）
- 第5章 雑則（第27条―第30条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、尼崎市が発注する公共工事の適正かつ円滑な施行を図るため、前金払及び部分払について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 前金払 尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号。以下「規則」という。）第44条の2第1項の規定による前金払
- (2) 中間前金払 規則第44条の2第2項の規定による前金払
- (3) 前払金 前金払により支払われる金銭
- (4) 中間前払金 中間前金払により支払われる金銭
- (5) 部分払 契約により、工事の請負契約に係る出来高部分の検査に合格した部分に対し、その完済前に代価の一部を支払うこと。
- (6) 部分払金 部分払により支払われる金銭

第2章 前金払

（前金払の対象）

第3条 前金払は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第5条第1項の規定による登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。この章及び第3章において同じ。）の請負に係る契約で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものについて行うものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事であること。
  - (2) 工期が90日以上であること。
  - (3) 設計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が500万円以上であること。
- 2 市長が資金事情その他特別な理由があると認める工事については、前項の規定にかかわらず、前金払を行わないことができる。

（前払金の額等）

第4条 前払金の額は、契約金額の10分の4に相当する額とする。

- 2 債務負担行為又は継続費に基づき2以上の会計年度にわたる工事に係る事業（以下「継続事業」という。）については、会計年度ごとに前金払を行うものとし、各会計年度分の前払金の額は、前項の規定にかかわらず、各会計年度における出来高予定額の10分の4に相当する額とする。
- 3 継続事業において、当該会計年度及びその翌会計年度の出来高予定額の合計額の10分の4に相当する額（以下「合計前払金額」という。）が当該会計年度の予算の範囲内にあるときにおける前払金の額は、前項の規定にかかわらず、当該会計年度におい

て合計前払金額とすることができる。

- 4 その他市長が必要と認める場合は、別に支払うべき時期及び分割方法を定めることができる。

(前金払の表示)

第5条 前金払の有無は、調達公告又は入札通知書若しくは見積通知書（規則第5条に規定する電子入札の方法により入札又は見積り合わせを行う場合にあっては、同条に規定する電子入札システムによる入札通知又は見積通知）にこれを表示するものとする。

(前払金の保証契約の締結)

第6条 前払金を請求しようとする者は、その受注した工事の工期（継続事業にあっては、各会計年度における工事実施期間）を保証期間とする保証事業法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を保証事業会社と締結しなければならない。

- 2 継続事業において、工事の出来高部分に相当する代価（以下「出来高額」という。）で前会計年度末におけるものが当該前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、前項の保証契約を締結した者は、出来高額が当該出来高予定額に達するまで、前会計年度分の保証契約の保証期間を延長しなければならない。

(前払金の支払請求)

第7条 前払金の支払請求は、前条第1項の保証契約に係る保証証書に掲載されている保証金額の範囲内において、工事の請負に係る契約の締結の日（継続事業における当該日の属する年度の翌会計年度以降に係る前払金の請求については、当該請求を行う年度の4月17日（出来高の検査により資産統括局資産経営部契約・検査課が出来高を認定した日が4月17日より後である場合にあっては当該認定の日、その他市長が必要であると認める場合にあっては市長が別に定める日）から30日以内（市長が必要であると認める場合は、市長が別に定める日まで）に、公共工事（前払金・中間前払金）交付申請書（第1号様式）及び（前払金・中間前払金）請求書（第2号様式）を市長に提出し、かつ、当該保証証書を市長に寄託して行わなければならない。

- 2 継続事業において、前会計年度末における出来高額が当該前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、当該出来高予定額に達するまでは、当該会計年度分の前払金の支払を請求することができないものとする。

(前払金の支払)

第8条 前払金は、前条第1項の請求を受けた日から起算して14日以内に支払うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その支払期限を延長することができる。

- 2 前項の規定による前払金の支払は、金融機関（保証事業会社が業務を委託した金融機関に限る。）に設けた口座（前払金の受領専用のものに限る。）でその支払を受けようとする者が指定するものに、口座振替払の方法により行うものとする。

(前払金の追加支払)

第9条 市長は、前払金の支払をした後において、設計変更その他の理由により契約金額の2割以上の額を増額したときは、その増額した額について既に支払った前払金の率により計算した額（その額が増額後の契約金額の10分の4に相当する額から既に支払った前払金の額を控除した額を超える場合にあっては、当該額）を、当該前払金の支払を受けた者に対し、追加して支払うことができる。

- 2 第6条から前条までの規定は、前項の規定により前払金を追加して支払う場合について準用する。

(前払金の返還)

第10条 市長は、前払金の支払をした後において、設計変更その他の理由により契約金額の2割以上の額を減額したときは、その減額した額について既に支払った前払金の率により計算した額を、当該前払金の支払を受けた者に対し、返還させるものとする。ただし、市長が特に必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前払金の支払を受けた者に対し、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める場合はこの限りでない。

(1) 工事請負契約が解除されたとき。

(2) 保証契約が解除されたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、前払金の支払を受けた者がこの要綱の規定に違反した場合等で市長が特に必要があると認めるとき。

(前払金の使途制限)

第11条 前払金は、土木建築に係る工事で、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外に使用してはならない。

### 第3章 中間前金払

(中間前金払の対象)

第12条 中間前金払は、第8条第1項の規定により前払金の支払を行った工事の請負に係る契約で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものについて行うものとする。

(1) 工期（継続事業にあっては、当該会計年度における工事実施期間。次号において同じ。）の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額（継続事業にあっては、当該会計年度の出来高予定額）の2分の1に相当する額以上であること。

2 前項第3号の既に行われた当該工事に係る作業とは、施工完了のものとする。

(中間前払金の額等)

第13条 中間前払金の額は、契約金額の10分の2に相当する額（その額が契約金額の10分の6に相当する額から既に支払った前払金の額を控除した額を超える場合にあっては、当該額。次項において同じ。）とする。

2 継続事業については、会計年度ごとに中間前金払を行うものとし、各会計年度分の中間前払金の額は、前項の規定にかかわらず、各会計年度における出来高予定額の10分の2に相当する額とする。

(中間前金払に係る認定)

第14条 中間前金払を請求しようとする者は、第12条に規定する要件に該当することについて、市長に中間前払金認定請求書（第4号様式）に工事履行報告書（第5号様式）、「工事の進捗状況を表示した工程表」その他の出来高が確認できる数量表等を添えて提出し、その認定を受けなければならない。

(中間前払金の支払請求)

第15条 中間前払金の支払請求は、第18条において準用される第6条第1項の保証契約に係る保証証書に掲載されている保証金額の範囲内において、公共工事（前払金・中間前払金）交付申請書（第1号様式）及び（前払金・中間前払金）請求書（第2号様式）を市長に提出し、かつ、当該保証証書を市長に寄託して行わなければならない。

(中間前払金の追加支払)

第16条 第9条の規定は、中間前払金について準用する。この場合において、第9条

第1項中「10分の4」とあるのは「10分の6」と、「前払金の額」とあるのは「前払金及び中間前払金の額」とする。

2 第15条の規定は、前項の規定により中間前払金を追加して支払う場合について準用する。

(中間前払金の返還)

第17条 第10条の規定は、中間前払金について準用する。

(前払金に関する規定の準用)

第18条 第3条第2項、第4条第3項及び第4項、第5条、第6条第1項、第8条及び第11条の規定は、中間前払金（第16条の規定により追加して支払う中間前払金を含む。）について準用する。

#### 第4章 部分払

(部分払の対象)

第19条 部分払は、歳入歳出予算又は債務負担行為で執行する工事（歳入歳出予算及び翌会計年度以後の継続費又は債務負担行為を併せて執行する工事を含む。）の請負に係る契約で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものについて行うものとする。

- (1) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事であること。
- (2) 工期が120日以上であること。
- (3) 設計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が4,000万円以上であること。

2 市長は、工事内容等により部分払の必要がないと認める場合は、前項の規定にかかわらず、部分払を行わないことができる。

(中間前金払と部分払の選択に係る届出等)

第20条 中間前金払又は部分払のいずれかを受けることができる工事を受注した者は、その契約締結時において中間前金払と部分払のいずれを受けるかを選択するものとし、その後においてこれを変更することはできない。

2 前項に規定する者は、同項の規定による選択をしたときは、その選択の内容を記載した中間前金払と部分払の選択に係る届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により中間前金払を受ける旨の届出を行った者に対しては、部分払は行わないものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該者に対して、当該会計年度末において部分払を行うことができる。

(部分払の回数)

第21条 部分払の回数は、1会計年度において1回とする。ただし、市長が工事内容等によりこれによりがたいと認める場合は、別に定めることができるものとする。

2 前項の規定は、継続事業については適用しないことができる。この場合において、部分払の回数は、その都度別に定めるものとする。

(部分払の限度額)

第22条 部分払は、検査に合格した出来高部分に相応する代価（内訳明細書の単価に基づいて計算したものをいう。以下同じ。）の10分の9に相当する額を超えない範囲において行うものとする。

(部分払金の額の算定)

第23条 部分払金の額は、次の算式により算定するものとする。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{検査に合格した出来高部分に相応する代価} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{契約金額})$$

\*前払金額には、中間前金払が行われた場合には、中間前払金の額を含む。

2 部分払が2回以上ある場合において、その2回目以降の部分払金の額は、第1項の

規定により算定された金額から前回までの部分払金の額を控除して得た金額とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、前金払を行っている継続事業に係る各会計年度における部分払金の額は、次の算式により算定するものとする。ただし、第4条第3項（第18条において準用する場合を含む。）に規定する額の前払金を支払った場合は、この限りではない。

$$\text{部分払金} \leq \text{検査に合格した出来高部分に相応する代価} \times 9/10 - (\text{検査に合格した出来高部分に相応する代価} - \text{前年度までの出来高予定額}) \times \text{当該会計年度の前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額} - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額})$$

\*前払金額には、中間前金払が行われた場合には、中間前払金の額を含む。

(部分払の表示)

第24条 第5条の規定は、部分払について準用する。

(部分払金の支払請求の手續)

第25条 部分払金を請求しようとする者は、あらかじめ、当該請求に係る工事の出来高部分について、工事完成(既済部分)届により市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する届出があったときは、市長は、遅滞なくその届出に係る出来高部分について検査を行い、その結果を工事請負者に通知するものとする。

- 3 前項に規定する検査において合格の通知を受けた者に限り、部分払の支払を請求することができるものとする。

(部分払金の支払)

第26条 部分払金は、前条第3項の請求を受けた日から起算して14日以内に支払うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その支払期限を延長することができる。

## 第5章 雑則

(継続事業に係る前払金等の取扱い)

第27条 継続事業に係る前金払、中間前金払又は部分払は、当該会計年度の予算の範囲内において行うものとする。

(前払金等の端数計算)

第28条 前払金若しくは中間前払金に100,000円未満の端数があるとき又は部分払金に1,000円未満の端数があるときは、これらを切り捨てるものとする。

(補則)

第29条 この要綱の定めによりがたいと市長が認めるときは、別に市長がこれを定める。

(施行の細目)

第30条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約及びその準備行為について適用する。

(特例措置)

- 3 平成28年4月1日から令和6年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金(中間前払金を除く。)で、令和6年3月31日までに払出しが行われるものに係る第11条の規定の適用については、同条中「使用してはならない。」とあ

るのは、「使用してはならない。ただし、前払金の100分の25に相当する額の範囲内で、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。」とする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年5月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月17日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 第1号様式

<p>公共工事（前払金・中間前払金）交付申請書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>尼崎市長あて</p> <p style="text-align: center;">申請者住所</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 ※押印は不要です</p> <p>次の公共工事に係る（前払金・中間前払金）を交付して下さるよう、別紙、西日本建設業保証株式会社の保証証書の原本及びその写し2部を添えて申請します。</p>	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 番 号	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
完 成 期 限	令和 年 月 日
契 約 金 額	円
当 該 会 計 年 度 出 来 高 予 定 額	円
前 払 金 額 (中 間 前 払 金 額)	円
前 払 保 証 期 限	令和 年 月 日まで
備 考	

- 注1 この申請書は、前払金にあつては、工事請負契約の日から30日以内に提出してください。
- 注2 前払金にあつては前払金を、中間前払金にあつては中間前払金を○で囲んでください。
- 注3 継続事業にあつては、当該会計年度を備考欄に記入してください。

第2号様式

## (前払金・中間前払金) 請求書

令和 年 月 日

尼崎市 長あて

請求者住所

代表者氏名  
※押印は不要です

振込先金融機関

金融機関名	銀行 金庫	支店
預金種別	普通預金	
前払金 専用口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

請求金額	¥
工事名	
契約金額	¥
当該工事における前回 までの前払金の受領額	¥
当該工事における前回 までの中間前払金の受領額	¥

注 前払金にあつては、前払金を、中間前払金にあつては、中間前払金を○で囲んでください。

第3号様式

## 中間前金払と部分払の選択に係る届出書

令和 年 月 日

尼崎市長あて

届出者住所

代表者氏名

※押印は不要です

下記に掲げる工事については、(中間前金払・部分払)を選択しますので、届出ます。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 番 号	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
完 成 期 限	令和 年 月 日

注1 本届出書は、契約締結時に届出してください。

注2 中間前金払にあつては、中間前金払を、部分払にあつては、部分払を○で囲んでください。

第4号様式

## 中間前払金認定請求書

令和 年 月 日

尼崎市長あて

請求者住所

代表者氏名

※押印は不要です

下記に掲げる工事については、中間前払金の請求をしたいので、要件を具備していることの認定を請求します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 番 号	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
完 成 期 限	令和 年 月 日
契 約 金 額	円
備 考	

注1 認定に必要な資料として、工事履行報告書(第5号様式)、「工事の進捗状況を表示した工程表」及び出来高が確認できる数量表・図面・写真を添付して、工事担当課に提出してください。ただし、これらの資料以外の資料の提出を求めることがあります。

注2 継続事業にあっては、当該会計年度を備考欄に記入してください。



第6号様式 (請負人宛用)

## 中間前払金認定書

令和 年 月 日  
号

様

尼崎市長

印

下記の工事については、進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求ができる要件を具備していることを認定します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 番 号	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
完 成 期 限	令和 年 月 日
契 約 金 額	円
当該会計年度 出来高予定額	円
中間前払金額	円
備 考	

注1 継続事業において、各会計年度に分割して支払う場合は、当該会計年度出来高予定額を記してください。

注2 継続事業にあつては、当該会計年度を備考欄に記入してください。

第6号様式（市決裁用）

中間前払金認定書

令和 年 月 日 号

様

尼崎市長

印

下記の工事については、進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求ができる要件を具備していることを認定します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 番 号	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
完 成 期 限	令和 年 月 日
契 約 金 額	円
当該会計年度 出来高予定額	円
中間前払金額	円
備 考	

注1 継続事業において、各会計年度に分割して支払う場合は、当該会計年度出来高予定額を記してください。

注2 継続事業にあつては、当該会計年度を備考欄に記入してください。

令和 年 月 日 認定します。				
課長	補佐	係長	主任	係

第7号様式

## (前払金・中間前払金・部分払金) 辞退届

令和 年 月 日

尼崎市 長 へ

届出者住所

代表者氏名

※押印は不要です

下記に掲げる工事については、弊社の都合により（前払金・中間前払金・部分払金）を辞退しますので、届け出ます。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 番 号	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
完 成 期 限	令和 年 月 日
備 考	

注 前払金にあつては、前払金を、中間前払金にあつては、中間前払金を、部分払金にあつては、部分払金を ○ で囲んでください。

なお、前払金及び中間前払金の双方を辞退する場合にあつては、前払金と中間前払金をそれぞれ ○ で囲んでください。